

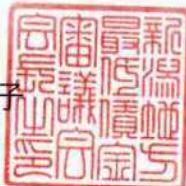
写

令和 6 年 8 月 5 日

新潟労働局長
千葉茂雄 殿

新潟地方最低賃金審議会長

長谷川雪子



新潟県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 6 年 7 月 3 日付け新労発基 0703 第 3 号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。その上で、当審議会としては、中小・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備に取り組むよう、別紙 2 のとおり政府に対し強く要望すべきであることを申し添える。

また、別紙 3 のとおり、平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータで比較したところ、令和 4 年 10 月 1 日発効の新潟県最低賃金（時間額 890 円）は令和 4 年度の新潟県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

新潟県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

新潟県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 985 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 6 年 10 月 1 日

別紙2

政府等への要望

新潟県においては、中小・小規模事業者が 99%を占め、中間財生産や下請取引を主流とする経営面で他律的な企業等が多く、十分な付加価値・利益が得にくい産業構造となっている。

このため、サプライチェーンの労務費を含む価格転嫁が進展していないことや、倒産件数が足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

また、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るとともに、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる実効性ある取組を継続的に実施するよう政府及び関係各機関に対し強く要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、物価高騰への対策を継続し、働く人が賃上げの成果を十分に享受できるよう取り組むことを要望する。

これらの要望が速やかに実施されることを期待する。

新潟県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 新潟県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 890円
- (3) 発 効 日 令和4年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者

12～19歳・単身世帯者

- (2) 対象年度

令和4年度

- (3) 生活保護水準（令和4年度）

生活扶助基準（第1類費+第2類費+期末一時扶助費）の新潟県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（98,099円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると新潟県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

890円（新潟県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）

×0.807（可処分所得の総所得に対する比率※）=124,828円

※ 令和6年7月10日第2回目安に関する小委員会での配布資料No.2「生活保護と最低賃金」のグラフのデータに示された比率。